

## 国有財産媒介公告書

下記国有財産の売払いに係る媒介業務について公告します。

## 記

## 1 媒介業務の対象となる国有財産

物件 番号	所在地	種目	構造	数量 (㎡)	都市計画上の制限等		売却価格 (円) ※建物付物件 は税込
					用途地域	建蔽率/ 容積率(%)	
64	網走市大曲1丁目143番1、 同番2	宅地	—	1,007.97	準工業	60/200	8,040,000
65	網走市新町3丁目78番8、同 番9、同番10	宅地	—	1,004.45	一種住居	60/200	2,700,000
69	紋別郡遠軽町丸 瀬布水谷町11 8番1	宅地	—	383.51	指定なし	指定なし	319,000

(注)上記財産については、売却等の事由により、既に申込みの受付を終了している場合がある。

## 2 申込者に必要な資格

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項の認可を受けた金融機関であつて、宅地建物取引業法第2条第2号に規定する宅地建物取引業を営むものを含む。）であること。

## 3 媒介契約の型式

一般媒介契約（明示型）

## 4 媒介契約の契約期間

契約締結の日から3か月を超えない範囲内で国が別途指定する日まで。

## 5 媒介契約の内容

一般媒介契約書（案）のとおり。

## 6 申込方法

媒介業務に申し込むために必要な（１）の書類を、（４）に示すいずれかの方法により（２）宛に提出するものとする。

### （１）提出書類

- ① 国有財産媒介申込書 １部
- ② 法第６条の規定により交付された免許証(写) １部

### （２）申込書等の提出先

北海道財務局北見出張所 管財課  
所在地:北見市青葉町６番８号 北見地方合同庁舎 ３階  
電話番号:０１５７－２４－４１６７

### （３）提出期限

令和６年５月２４日(金)

### （４）提出方法

- ① 持参による提出  
持参により申込書等を提出する場合の受付時間は、９時３０分から１２時００分及び１３時００分から１７時００分まで(土・日曜日及び祝日を除く。)とする。
- ② 郵送による提出  
郵送で申込書等を提出する場合は、申込書等を封筒に入れた上で、上記（２）の提出先宛に引受及び配達について記録できる方法により、上記（３）の期限(必着)までに提出すること。
- ③ 上記①、②以外の方法による提出を希望する場合は、下記８の問い合わせ先に連絡すること。

## 7 その他

本媒介契約は、国土交通省が定めた標準媒介契約約款に基づく契約ではない。

## 8 問い合わせ先

北海道財務局北見出張所 管財課  
所在地:北見市青葉町６番８号 北見地方合同庁舎 ３階  
電話番号:０１５７－２４－４１６７

以上公告する。

令和６年４月５日

分任支出負担行為担当官

北海道財務局北見出張所長 大久保 直